

壱岐市農業委員会定例会（令和元年8月）

議 事 録

1. 開催日時 令和元年8月23日（金） 午前10時
 2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 17名
 4. 欠席委員 …番 …委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について
(第3回)
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 10:00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻になりましたので、只今から令和元年8月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番…委員さんから欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中18名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速、議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地

の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が2件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、2件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

28番 土地の所在

芦辺町国分当田触 字丸山 地目 田 面積 2,050㎡

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が24,005㎡です。

申請理由

譲渡人 耕作出来ない為、現に耕作している譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて農業規模を拡大するという事です。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、精米機、軽トラを所有されてあります。農作業暦は本人が25年、妻15年、長男、次男共に10年です。通作距離は、2.5km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が現在、水稻を作付けてあり引き続き水稻を作付けるという事でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。8月20日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 はい、議長。

議長 ・・・番・・・委員。

・・・委員 お早うございます。この件につきましては、事務局の報告の通りでありますが、この近辺は・・・さんが大分購入されてありますので、問題はないと思います。よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号28番は決定いたします。

続きまして、29番の説明を求めます。

事務局 はい、29番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触字中水	・・・・・・	地目	田	面積	1, 185 m ²
芦辺町箱崎釘ノ尾触字丸尾	・・・・・・	地目	田	面積	958 m ²
芦辺町箱崎釘ノ尾触字西籠	・・・・・・	地目	田	面積	870 m ²
同じく	・・・・・・	地目	田	面積	909 m ²
芦辺町箱崎大左右触字大板	・・・・・・	地目	田	面積	897 m ²
同じく	・・・・・・	地目	田	面積	171 m ²

計 田が6筆で4, 990 m²

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が9, 643 m²、畑が2, 779 m²、計の12, 422 m²です。

申請理由

譲渡人 島外在住で耕作出来ない為、譲受人へ譲渡する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に飼料の作付けです。農機具はトラクター、軽トラックを所有してあります。田植機、コンバイン、モア等は共同の物を利用してあります。農作業暦は本人が60年です。通作距離は遠いもので1.5 km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、譲受人が飼料を作付ける予定でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

一部、・・・委員さんの地区がありますが、8月20日に筆数等が多い・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。先程の事務局の説明の通り8月20日午後1時30分に・・・さん立ち会いの下、現地を確認致しました。譲渡人の・・・さんは、・・・さんの妹の旦那さんです。・・・さんは、高齢ではありますが、牛飼いまさされておりますし飼料畑として利用されるそうです。子供さんが現在55歳で島外に出られておりますが、60歳の定年で帰って来られる予定となっております。そして、将来・・・さんの子供さんか孫さんが壱岐に来られて農業をされるようになれば、農地はお返ししたいという事でございます。以上説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第42号29番は決定いたします。

続きまして、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局 はい、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

12番 土地の所在

芦辺町箱崎谷江触 字寺山 ・・・・ 地目 畑 面積 524㎡

転用目的 一般個人住宅

面積が一般住宅の上限面積500㎡を超えておりますが、進入路が97㎡ありますので、有効面積は427㎡となります。

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 子供が誕生し、両親、祖父母と同居する自宅では手狭である為、申請地に新たに居宅を建築したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年8月2日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

農用地区域除外時、地区担当の・・・委員さんが定例会の日と島外研修が重なっておりましたので、補足説明は・・・委員さんをお願いしておりました。

今回の転用申請の現地確認は、・・・委員さんと譲受人立会いの下、8月20

日に行っております。

位置図、写真、配置図は3頁から5頁です。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 すいません。私は何もしておいませんですけど、今度立ち会いましたけど、今事務局が申しますように今度は転用という事で、そして分筆ももうしてありました。申請者は養子息子さんですけど、皆さんもご承知でしょうけど谷江川は、地滑り地帯に指定されているものですから住宅建築には、まったくむかない訳です。ですから、こちらの方に若手が住宅を作る方は、移転して来られております。そういう事でみなさんご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号12番は意見を付して進達いたします。

続きまして、13番の説明を求めます。

事務局 はい、13番 土地の所在

石田町本村触 字水畑 ・ ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 1, 428㎡

転用目的 駐車場用地

譲渡人、・ ・ ・ ・ ・

譲受人、・ ・ ・ ・ ・

申請理由 申請地を自らが経営する店舗用の駐車場として利用したいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は県の同意を得て令和元年7月5日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。本来なら・・委員さんの案件ですが、島外での会議が急に招集されまして、本日は欠席するとの連絡を早めに受けておりましたので、8月20日に・・委員さん、・・委員さん、譲り受け人の子供さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・です。・・さんの代わりに説明を致します。申請地は周辺農地よりも低い位置にありまして、何ら問題はないかと思っておりますので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし

ようか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第43号13番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第44号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について（第3回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、9頁をお願いします。議案第44号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度3回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は44件、借手が27人、貸手が42人です。田が60筆で69,854㎡、畑が46筆で45,482㎡、合計106筆の115,336㎡となっております。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、10頁～13頁に掲載しております。

よろしくお願い致します。

議長

はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第44号も決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局

はい、14頁をお願いします。

報告の前に2番の土地の所在の右から2番目の目という漢字を日に訂正願います。お手数をおかけします。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告します。

2番、土地の所在

郷ノ浦町志原南触 字五日秀 地目 畑 1, 178㎡

申請人

申請理由 排水不良の為、耕作環境の改善を図るということです。

工期は、令和元年7月12日～令和元年8月12日までです。

施行者は、. 株式会社

位置図、写真は15頁～16頁です。

続きまして3番、土地の所在

勝本町坂本触 字水ノ元 地目 田 317㎡

同じく 地目 田 1, 723㎡

計 田が2筆で2, 040㎡

申請人

申請理由 水の流れが多い為、農地改良を行うということです。

工期は、令和元年7月22日～令和2年6月30日までです。

施行者は、・・・・株式会社・・・・

位置図、写真は17頁～18頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。
(はいの声あり)

議長 皆さん方から何かございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さん時間をとって恐縮ですけど1つ質問があります。田河の親戚の件で、親父が近頃亡くなったのですが、息子が今帰って来て就農していますが、昨日一昨日、その息子から名義変えはどうしたらよかとやろうかと聞かれて、親父の繁さんの名義でもなくて、その前の前位の名義だそうです。家の周りのハウスをしてある所です。このまましておいて、いいのだろうかそれは一寸都合が悪いと思ひまして、今度定例会があるので、詳しい方に聞いておきますと言っておりましたので、お尋ねします。2～3世代前の名義のようです。こういう時はどのようにすれば良いのでしょうか。

事務局 議長

議長 はい、事務局

事務局 それは、相続関係者が何人もおられると思いますが、全部の印鑑を貰わないと名義変更はできません。

□□委員 3代前の分は無理だと思います。

・・委員 どこから先は時効とかないのですか。

□□委員 それはありません。

〇〇委員 親が亡くなっている場合は、子、孫とズート行きますから生存者が見つかるまで。

□□委員 相続権者が国内に居られれば良いですが、ブラジルとか行ってあったら大変ですよ。

・・委員 そしたら私は何と答えたら良いのですか。

事務局 相続関係者全員の印鑑と印鑑証明が必要になります。代書人をお願いされたらどうでしょうか。

・・委員 わかりました。

議長 外にございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れ様でございました。